

平成 2 5 年第 5 回中間市議会定例会会期日程（案）

（会 期 1 2 月 3 日～1 2 月 1 8 日：1 6 日間）

月 日	曜	本 会 議	委員会	審 査 事 項
1 2 月 3 日	火	開 議 午前 1 0 時		1. 会期の決定 2. 議会人事 3. 同意案第 3 号 4. 承認第 1 2 号 5. 議案第 5 3 号～第 6 6 号 「 議案上程 ・ 提案理由説明 」 「 質疑・討論・採決 」
1 2 月 4 日	水	休 会		
1 2 月 5 日	木	開 議 午前 1 0 時		1. 一般質問 2. 承認第 1 2 号 3. 議案第 5 3 号～第 6 6 号 「 質疑・討論・採決 」 「 委員会付託 」
1 2 月 6 日	金	休 会		
1 2 月 7 日	土	休 会		
1 2 月 8 日	日	休 会		
1 2 月 9 日	月	休 会	委 員 会	
1 2 月 1 0 日	火	休 会	委 員 会	
1 2 月 1 1 日	水	休 会	委 員 会	
1 2 月 1 2 日	木	休 会	委 員 会	
1 2 月 1 3 日	金	休 会	委 員 会	
1 2 月 1 4 日	土	休 会		
1 2 月 1 5 日	日	休 会		
1 2 月 1 6 日	月	休 会		
1 2 月 1 7 日	火	休 会		
1 2 月 1 8 日	水	開 議 午前 1 0 時		1. 議案第 5 3 号～第 6 6 号 2. 議員提出議案第 3 号 3. 意見書案第 2 2 号～第 2 6 号 4. 追加議案 「 委員長報告・議案上程 」 「 提案理由説明・質疑・討論・採決 」

諸 般 の 報 告

第5回中間市議会定例会

平成 25 年 12 月 3 日

(報告書の受領)

1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、各会計の例月出納検査結果報告書を、
10月1日、28日、11月7日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

記

(1) 水道事業会計 平成25年度4月分～8月分

2. 地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査結果報告書を、10月1日、11月7日、27日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

記

(1) 人権男女共同参画課 平成24年度
平成25年度(平成25年4月～6月)

(2) 企画政策課 平成24年度
平成25年度(平成25年4月～7月)

(3) 安全安心まちづくり課 平成24年度
平成25年度（平成25年4月～7月）

(4) 健康増進課 平成24年度
平成25年度(平成25年4月～8月)

(意見書の提出)

平成25年9月26日の本会議で可決された下記の意見書を、同日付で関係機関に対しそれぞれ送付した。

記

- (1) TPP交渉からの撤退を求める意見書
- (2) 憲法第96条の改定をしないことを求める意見書
- (3) 消費税増税の中止を求める意見書
- (4) より豊かな保育・教育制度の拡充と子育て支援制度を求める意見書
- (5) 大規模地震等災害対策の促進を求める意見書
- (6) 若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書
- (7) 地方税財源の充実確保を求める意見書
- (8) 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書
- (9) 公的年金2.5%削減中止を求める意見書

平成25年 第5回 12月 (定例) 中 間 市 議 会 会 議 録 (第1日)

平成25年12月3日 (火曜日)

議事日程 (第1号)

平成25年12月3日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 議会運営委員の補欠選任の件
- 日程第 3 同意案第3号 教育委員会の委員の任命について
(日程第3 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 4 承認第12号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(日程第4 提案理由説明)
- 日程第 5 第53号議案 平成25年度中間市一般会計補正予算 (第3号)
- 日程第 6 第54号議案 平成25年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算 (第3号)
- 日程第 7 第55号議案 平成25年度中間市住宅新築資金等特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第 8 第56号議案 平成25年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第 9 第57号議案 平成25年度中間市地域下水道事業特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第10 第58号議案 平成25年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第2号)
(日程第5～日程第10 提案理由説明)
- 日程第11 第59号議案 中間市財政事情書の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 第60号議案 中間市市営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第13 第61号議案 機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第14 第62号議案 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例
(日程第11～日程第14 提案理由説明)

- 日程第15 第63号議案 公の施設の指定管理者の指定について（太陽の広場）
日程第16 第64号議案 公の施設の指定管理者の指定について（中間市民図書館）
日程第17 第65号議案 公の施設の指定管理者の指定について（中間市体育文化センター外7件）
日程第18 第66号議案 公の施設の指定管理者の指定について（中間市市民会館）
（日程第15～日程第18 提案理由説明）
日程第19 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（19名）

1 番	堀田 英雄君	2 番	植本 種實君
3 番	田口 善大君	4 番	小林 信一君
5 番	宮下 寛君	6 番	青木 孝子君
7 番	田口 澄雄君	8 番	掛田るみ子君
9 番	草場 満彦君	10 番	中尾 淳子君
11 番	山本 慎悟君	12 番	佐々木晴一君
13 番	安田 明美君	14 番	中野 勝寛君
15 番	原田 隆博君	16 番	下川 俊秀君
17 番	井上 太一君	18 番	片岡 誠二君
19 番	米満 一彦君		

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	………	松下 俊男君	副市長	………	行徳 幸弘君
教育長	………	増田 俊明君	総務部長	………	白尾 啓介君
市民部長	………	高橋 洋君	保健福祉部長	………	白橋 宏君
建設産業部長	………	後藤 哲治君	教育部長	………	松尾 壮吾君
上下水道局長	………	永野 博之君	市立病院事務長	………	三島 秀信君
消防長	………	安田光太郎君	総務課長	………	園田 孝君
企画政策課長	………	藤崎 幹彦君	財政課長	………	田代 謙介君

人権男女共同参画課長	……………	古賀 敬英君
福祉支援課長	…… 藤田 宜久君	介護保険課長 …… 小南 敏夫君
健康増進課長	…… 濱田 孝弘君	土木管理課長 …… 藤田 晃君
都市整備課長	…… 間野多喜治君	下水道課長 …… 中嶋 秀喜君
営業課長	…………… 久野 裕彦君	生涯学習課長 …… 安永日出男君
市立病院課長	…… 芳野 文昭君	

事務局出席職員職氏名

事務局長	小田 清人君	次 長	西村 拓生君
書記	岡 和訓君	書記	熊谷 浩二君

午前 9 時 57 分開会

○議長（堀田 英雄君）

皆さん、おはようございます。ただいままでの出席議員は 19 名で、定足数に達しております。

これより平成 25 年第 5 回中間市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますのでご了承をお願いいたします。

この際、日程に入ります前に諸般の報告を行います。

報告事項はお手元に配付してあるとおりでございます。朗読は省略したいと思っておりますのでご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思っておりますのでご了承をお願いいたします。

日程第 1. 会期の決定

○議長（堀田 英雄君）

これより日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から 12 月 18 日までの 16 日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は 16 日間と決しました。

日程第 2. 議会運営委員の補欠選任の件

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第 2、議会運営委員の補欠選任の件を議題といたします。

議会運営委員の補欠選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、安田明美さん、原田隆博君、以上 2 名の諸君を議会運営委員に指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を議会運営委員に選任することに決しました。

日程第 3. 同意案第 3 号

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第 3、同意案第 3 号を議題とし、提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

同意案第3号教育委員会の委員の任命について、提案理由を申し上げます。

本市の教育委員会の委員であります板井涼一氏の任期が平成25年12月31日で満了となりますことから、後任の委員といたしまして、教育行政に高い識見を有しておられます衛藤修身氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。ご同意のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第3号は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

討論なしと認めます。

これより同意案第3号教育委員会の委員の任命についてを採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（堀田 英雄君）

ただいまの出席議員は18人であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○議長（堀田 英雄君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○議長（堀田 英雄君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件については同意することに賛成の諸君は賛成と、また反対の諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第70条第2項の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

（事務局長点呼・議員投票）

2 番	植本 種實議員	3 番	田口 善大議員
4 番	小林 信一議員	5 番	宮下 寛議員
6 番	青木 孝子議員	7 番	田口 澄雄議員
8 番	掛田るみ子議員	9 番	草場 満彦議員
10 番	中尾 淳子議員	11 番	山本 慎悟議員
12 番	佐々木晴一議員	13 番	安田 明美議員
14 番	中野 勝寛議員	15 番	原田 隆博議員
16 番	下川 俊秀議員	17 番	井上 太一議員
18 番	片岡 誠二議員	19 番	米満 一彦議員

○議長（堀田 英雄君）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（堀田 英雄君）

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に中尾淳子さん及び山本慎悟君を指名いたします。よって、両君の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（堀田 英雄君）

投票の結果を報告いたします。投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち賛成9票、反対9票。

ただいま報告いたしましたとおり可否同数であります。よって、地方自治法第116条の規定により、議長において本案に対する可否を裁決いたします。本案については議長は

同意することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時07分休憩

.....

午前10時08分再開

○議長（堀田 英雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

_____ . _____ . _____

日程第 4. 承認第 1 2 号

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第 4、承認第 1 2 号の専決処分を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長、どうぞ。

○市長（松下 俊男君）

承認第 1 2 号損害賠償の額を定め、和解することにつきまして、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分といたしましたので、ご報告を申し上げます。

本年、9 月 5 日午後 1 時ごろ、農業体験事業において設置しておりました看板が強風により外れ、市有地に隣接しております中間市蓮花寺三丁目 1 3 番 1 2 号のアパート駐車場に駐車していた自動車に接触し、当該自動車の右前ドア及び右後ドアにすり傷及びへこみの損傷が生じました。

この事故に係る賠償につきましては、本市が加入しております損害保険会社において損害賠償の額が 2 7 万 3, 8 7 5 円と算定されましたことから、相手方と本年 1 1 月 8 日付で損害賠償の額を 2 7 万 3, 8 7 5 円とし、和解することにつきまして専決処分といたしました。

つきましては、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、議会に報告をし、承認を求めるものでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

ただいま議題となっております承認第 1 2 号に対する質疑は、1 2 月 5 日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

_____ . _____ . _____

日程第 5. 第 5 3 号議案

日程第 6. 第 5 4 号議案

日程第 7. 第 5 5 号議案

日程第 8. 第 5 6 号議案

日程第 9. 第 5 7 号議案

日程第 10. 第 58 号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第 5、第 53 号議案から日程第 10、第 58 議案までの平成 25 年度各会計補正予算 6 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。はい、松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第 53 号議案平成 25 年度中間市一般会計補正予算第 3 号について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算の主なものでございますが、歳出では、人事異動及び給与削減措置に伴い、職員人件費を特別職と一般職との合計で 1 億 1 1 0 万円の減額をいたしております。

人件費を除く主なものといたしましては、総務費において、債務負担行為の補正として例規システム賃借料を平成 25 年度から平成 30 年度まで、総額で 1, 1 0 0 万円追加をいたしております。

また、平成 24 年度実施事業における国県補助金の確定に伴う返還金を、生活保護費国庫負担金の返還金 1 億 1, 0 3 0 万円等、合計で 1 億 1, 8 7 0 万円、さらに交通安全施設整備工事費といたしまして 1 3 0 万円を追加をいたしております。

民生費におきましては、障がい者福祉における対象者及びサービス利用が増加したことに伴いまして、生活介護サービス介護給付費等の扶助費を 9, 3 0 0 万円追加するとともに、全額県の補助を受けて実施する地域介護・福祉空間整備事業費補助金を 1 8 0 万円、介護施設開設準備等特別対策事業費補助金を 1, 3 0 0 万円、それぞれ追加をいたしております。

土木費におきましては、五楽工業団地に隣接する市有地舗装工事を 4 7 0 万円、国庫補助金額の確定に伴い、東中間二丁目地内道路改良工事を 3 1 0 万円、県事業費の増額に伴い仮家大膳橋線街路事業の地元負担金を 2 5 0 万円、通谷団地の売払いに伴う法面改良工事を 4 2 0 万円それぞれ追加をいたしております。

教育費におきましては、市内小中学校の職員用パソコンについて不足をしている 4 8 台の購入費用といたしまして 5 2 0 万円を追加いたしております。これによりまして、市内小中学校の全ての職員に対しましてパソコンの配備を行うこととなります。さらに、全国大会出場を果たすなど目覚ましい活躍である本市の中学校部活動でございますが、その大会参加費を補助する中学校各種活動費補助金を 3 0 0 万円追加をいたしております。

また、特別会計への繰出金では、国民健康保険事業を 7 5 0 万円、介護保険事業を 4 0 0 万円、職員人件費の減額に伴い減額するとともに、公共下水道事業におきましては、職員人件費の減額及び受益者負担金増額により 1, 0 3 0 万円減額をし、地域下水道事業におきましては、職員人件費及び下水道処理の光熱水費増額に伴い 3 0 0 万円を追加いたしております。

こうした経費の財源となります歳入につきましては、障害者自立支援給付費等国県負担金 6,970 万円、介護施設の開設準備に係る介護施設開設準備等特別対策事業費県補助金 1,300 万円、東中間二丁目地内道路改良工事に係る社会資本整備総合交付金 150 万円、通谷団地の土地及び建物売払収入 640 万円、建設事業における工事費等の変更に伴う市債 640 万円、財政調整基金繰入金 5,700 万円をそれぞれ追加をいたしております。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ 1 億 5,880 万円を追加をし、予算の総額を歳入歳出それぞれ 168 億 4,941 万 9,000 円とするものでございます。

ご審議のほどよろしく願いを申し上げます。

次に、第 54 号議案平成 25 年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第 3 号）につきまして、提案理由を申し上げます。

歳出の主な内容といたしまして、一般被保険者第三者納付金の増額に伴い第三者行為求償委託料を 110 万円、支出額確定に伴い後期高齢者支援金等を 2,260 万円、介護納付金を 1,180 万円、平成 24 年度補助金確定に伴い償還金利子及び割引料を 6,060 万円追加をし、給料減額措置及び人事異動等に伴う給与等の変動から職員人件費を 800 万円、支出額確定に伴い老人保健拠出金を 300 万円それぞれ減額いたしております。

次に、歳入につきましては、国庫負担金を 1,000 万円、国庫補助金を 430 万円、県補助金を 320 万円、一般被保険者第三者納付金を 2,350 万円、歳入欠かん補填収入を 5,170 万円追加をし、一般会計繰入金を 750 万円減額いたしております。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ 8,534 万円を追加をし、予算の総額を歳入歳出それぞれ 74 億 4,952 万円とするものでございます。

ご審議のほどよろしく願いを申し上げます。

次に、第 55 議案平成 25 年度中間市住宅新築資金等特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして、平成 25 年度住宅新築資金等償還推進助成事業費補助金の申請を国及び福岡県に対し行いましたところ、平成 25 年度は 5,020 万円の歳入見込みとなりましたことから、県支出金を 5,020 万円追加をし、諸収入を 4,890 万円減額いたしております。

また、歳出につきましては、未収債権の回収強化と住宅新築資金等償還推進助成事業費補助金申請に必要な諸調査を実施するため、公用車を購入する費用といたしまして備品購入費を 120 万円追加をいたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ 132 万円を追加をし、予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 6,901 万円とするものでございます。

ご審議のほどよろしく願いを申し上げます。

次に、第 56 号議案平成 25 年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）に

ついて、提案理由を申し上げます。

今回の補正の主な内容といたしましては、歳出におきまして、職員の異動に伴う職位の変動により、職員人件費を４２０万円減額をし、また、下水道受益者負担金の一括納付件数が増加したことによりまして、受益者負担金報償金２７０万円を追加するものでございます。

次に、歳入におきましては、下水道受益者負担金の賦課対象面積が増加したことによりまして、受益者負担金を８８０万円追加をし、また、一般会計繰入金１，０３０万円減額するものでございます。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ１５０万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ２４億６，８２８万円とするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、第５７号議案平成２５年度中間市地域下水道事業特別会計補正予算（第１号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正の主な内容といたしましては、歳出におきまして、職員の異動に伴う職位の変動により、給料等の人件費において不足が生じたことから職員人件費８０万円を、また、電気料金の値上げに伴い光熱水費２１０万円を追加するものでございます。

次に、歳入におきまして、一般会計繰入金３００万円を追加するものでございます。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ３０３万円を追加をし、予算の総額を歳入歳出それぞれ８，７８４万円とするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、第５８号議案平成２５年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）の提案理由を申し上げます。

まず、保険事業勘定の歳出といたしまして、給与削減措置及び人事異動に伴う給与等の変動から職員人件費において６８０万円減額いたしております。

また、介護保険申請件数の増加によりまして、認定審査委員報酬を１００万円追加いたしております。

次に、介護サービス事業勘定の歳出といたしましては、新予防給付ケアプラン作成件数が当初の見込みより増加したことに伴いまして、委託料の増加により居宅支援事業費を２１０万円追加をいたしております。

歳入につきましては、歳出の減額に伴い介護保険料４０万円、国庫補助金８０万円、県補助金４０万円、支払基金交付金１０万円、一般会計繰入金４００万円を減額するものでございます。

以上により、保険事業勘定の歳入歳出それぞれ５８０万円を減額、介護サービス事業勘定につきましては、歳入歳出それぞれ２１２万円を追加をし、予算の総額を４３億９，０３２万円とするものでございます。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

ただいま議題となっております平成25年度各会計補正予算6件に対する質疑は、12月5日の本会議で行いますので、ご了承お願いいたします。

日程第11. 第59号議案

日程第12. 第60号議案

日程第13. 第61号議案

日程第14. 第62号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第11、第59号議案から日程第14、第62号議案までの条例改正4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第59号議案中間市財政事情書の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、現行条例と準則に定められた内容の一部に相違があるため、準則に則した内容とするものでございます。

条例改正の内容といたしましては、現行条例では第3条第1項に基づき11月15日に財政の動向及び市長の財政方針について公表しておりますが、準則に基づき公表の時期を5月1日に改正するものでございます。

また、前年度の決算状況につきましては、第3条第2項に基づきまして、5月15日に公表する規定となっておりますが、準則に基づき公表の時期を11月1日に改正するものでございます。

なお、条例改正の施行日につきましては、公布の日からといたしております。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

次に、第60号議案中間市市営住宅条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律が平成25年7月3日に公布され、平成26年1月3日に施行されることに伴うものでございます。

条例改正の主な内容といたしましては、同法律名の改正により、本条例において同法律名を引用している規定を改正するものでございます。

また、市営住宅の入居募集について、市民に対し、より広く周知するために、現在の周知方法に加え、市のホームページ等においても周知できるようにいたしております。

なお、本条例の施行日につきましては、法律の改正に合わせ、平成26年1月3日といたしております。

ご審議のほどよろしく願いを申し上げます。

次に、第61号議案機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例について、提案理由を申し上げます。

本条例につきましては、平成26年4月1日付で実施を予定しております組織の改編に伴い、中間市事務分掌条例など関連いたします4つの条例を一括して改正するものでございます。

今回の機構改革は、直面する行政課題に対し、本市の将来を見据えた成長戦略を確実に実行していくための組織づくりを目的に実施するものでございます。

機構改革の主な内容といたしましては、まず、政策目的の明確化を図り、重点的かつ集中的に事業に取り組むことを目的に、総合政策部を新設いたします。また、関連が深い事業を統合し、事務の効率化を図ることを目的に、上下水道局に市民部環境保全課を移管し、環境上下水道部といたします。

次に、下部組織となります課の新設・統廃合についてでございますが、住んでみたいまちづくりの実現に向け、人口の流出抑制あるいは定住促進を図るための住環境政策の推進を積極的に展開していくために、住宅都市交通対策課を新設しますとともに、自慢できるまちづくりに向け、今般、国から正式に推薦を受けました近代化産業遺産群の一つであります遠賀川水源地ポンプ室を核に、市内に点在しておりますさまざまな文化遺産を重要な観光資源と位置づけまして、それらを最大限有効に活用した魅力あるまちづくりを展開していくために、世界遺産登録推進室を課に引き上げます。また、あわせて、さらなる事務の効率化を図るため、水道局営業課と工務課を上水道課に、生涯学習課と中央公民館を生涯学習課に統合いたします。

また、係につきましても、これまでの職員不祥事を教訓に組織マネジメント強化に向け、総務課にコンプライアンス推進係を、また、チェック機能強化のため、生活支援課に生活支援3係を設置いたします。

そのほか、行政経営の根幹をなす市税など貴重な財源であります各種債権の適正管理を推進するため、収納課に債権管理係を、また、総合防災力の強化といたしまして、特に情報の高度化、専門性に対応するため、消防本部警防課に通信指令係を設置いたします。

以上が、主な機構改革の内容でございますが、事務量や事業規模等から総合的に判断し、組織の統合や縮小をあわせて行っており、1部3係が増えた形となっております。

今後におきましても、行政需要や市民ニーズを的確に把握をし、適宜、柔軟かつ機動的な組織編成に努めてまいり所存でございます。

ご審議のほどよろしく願いを申し上げます。

次に、第62号議案社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うため

の消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、消費税法等の改正により、平成２６年４月１日から消費税と地方消費税とを合わせた税率が５％から８％に引き上げられることに伴うものでございます。関係する条例の改正を一括して行うものでございます。

条例改正の内容といたしましては、消費税及び地方消費税の課税対象となっております施設の使用料等の金額に係る税率を８％に対応させております。

また、平成２６年４月１日の前から継続して使用しております水道や下水道の使用料につきましては、法律の改正にのっとり、平成２６年４月１日から４月３０日までの間に使用料の額が確定するものに係る消費税及び地方消費税の税率を５％とする経過措置を設けております。

なお、平成２７年１０月１日から消費税及び地方消費税の税率が１０％に引き上げられる予定であります。この部分につきましては１０％への引き上げ前に、改めて条例改正を行う予定といたしております。

ご審議のほどよろしく願いを申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

ただいま議題となっております条例改正４件に対する質疑は、１２月５日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第１５．第６３号議案

日程第１６．第６４号議案

日程第１７．第６５号議案

日程第１８．第６６号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第１５、第６３号議案から第６６号議案までの公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第６３号議案公の施設の指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

現在、中間市老人クラブ連合会によって管理されております太陽の広場の指定管理者の指定期間が、来年３月３１日に満了となりますことから、中間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例に基づきまして、来年４月からの指定管理者を指定するものでございます。

今回の指定管理者の選定方法につきましては、現在の指定管理者であります中間市老人

クラブ連合会が、当該施設の利用者の中心である高齢者と密接な関係を築いており、地域社会における老人福祉の増進に寄与していることから、公募によらず、同連合会を候補者とする方針を決定いたしました。

同連合会は、当該施設開設時から施設内の集会所を拠点とし、市内各地区の老人クラブとの連携や協力を緊密にし、その発展を促してまいりました。

また、本市といたしましても、同連合会の育成は、高齢者施策の重要な柱の一つに位置づけており、高齢者が住みなれた地域で安心していつまでも暮らせるまちづくりにつながるものと考えております。

今回の指定管理者の候補者選定につきましては、指定管理者選定委員会の意見をもとに、当該団体より提出されました施設の管理運営に係る事業計画書や収支計画書及び団体の経営状況等を精査するとともに、施設の性格や利用状況、諸経費を含む市の支出金が指定管理者制度導入後、縮減されている点等を踏まえ、総合的に判断した結果、引き続き中間市老人クラブ連合会を指定管理者の候補者として選定いたしております。

なお、指定期間につきましては、本市が施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するために、施設の性格、規模、機能等を踏まえ、当該団体の管理状況が適正か否か判断する上で、適切な期間と思慮いたします平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間といたしております。今回、指定期間を5年間とすることによりまして、長期的な視点に立ち、効率的に安定した運営が可能となることから、指定管理料を年間8万円、総額で40万円削減できることとなります。

以上によりまして、太陽の広場の指定管理者といたしまして、中間市老人クラブ連合会を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

次に、第64号議案公の施設の指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

中間市民図書館は、平成23年度から公益財団法人中間市文化振興財団を指定管理者としてまいりましたが、平成26年3月31日をもって指定管理期間が満了となりますことから、中間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例に基づきまして、平成26年4月1日からの指定管理者の指定を行うものでございます。

指定管理者の選定につきましては、同条例第2条の規定に基づき公募を行いましたところ、株式会社図書館流通センターとほか1社の申請がございました。

申請のありました2社に対しましては、指定管理者選定委員会におきまして、第1次審査で施設の事業計画及び収支計画、当該事業者の経営状況、施設運営計画等の書類審査を行い、第2次審査では、2社によりますプレゼンテーションを行いました。総合評価による審査の結果、株式会社図書館流通センターを指定管理者の候補者といたしまして選定をいたしております。

選定の理由といたしましては、株式会社図書館流通センターは、安定した経営を行うための財政基盤と実績があり、事業計画につきましても当該施設の基本理念など目的を十分に理解をし、地域の住民にとって役立つ図書館の実現に向けた具体的な事業展開が期待できることが高い評価を得たこと。また、公立図書館の指定管理者の受託経験も豊富で、今後は民間企業のノウハウを生かした事業展開など、利用者サービスの向上が大いに期待できることが高い評価を得たものでございます。

なお、指定管理の期間につきましては、指定管理者制度の運営方針に基づきまして、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間といたしております。

以上によりまして、株式会社図書館流通センターを中間市民図書館の指定管理者として指定することにつきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

次に、第65号議案公の施設の指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

中間市の社会体育施設であります中間市体育文化センター、中間市武道場、中間市弓道場、中間市幼児用プール、中間市営球場、ジョイパルなかま庭球場、屋島庭球場、中間市遠賀川河川敷市民グラウンドの8施設は、平成23年度から公益財団法人中間市文化振興財団を指定管理者としてまいりましたが、平成26年3月31日をもって指定管理期間が満了となりますことから、中間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例に基づきまして、平成26年4月1日からの指定管理者の指定を行うものでございます。

指定管理者の選定につきましては、同条例第2条の規定に基づき公募を行いましたところ、中間市体育協会・ミズノグループとほか1社の申請がございました。申請のありました2団体に対しましては、指定管理者選定委員会において、第1次審査で施設の事業計画及び収支計画、当該事業者の経営状況、施設運営計画等の書類審査を行い、第2次審査では2団体によるプレゼンテーションを行いました。

総合評価による審査の結果、中間市体育協会・ミズノグループを指定管理者の候補者として選定をいたしております。

選定の理由といたしましては、中間市体育協会・ミズノグループは、地域に根ざしたスポーツ振興活動の実績があり、事業計画についても当該施設の基本理念など目的を十分に理解をし、地域の住民の健康増進とスポーツ振興の実現に向けた具体的な事業展開が期待できることが高い評価を得ましたこと。また、社会体育施設の管理経験も豊富で、今後は民間企業のノウハウを生かした事業展開など、利用者サービスの向上が大いに期待できることが高い評価を得たことによるものでございます。

なお、指定管理の期間につきましては、指定管理者制度の運営方針に基づきまして、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間といたしております。

以上により、中間市体育協会・ミズノグループを中間市体育文化センターほか7施設の指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

次に、第66号議案公の施設の指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

中間市市民会館は、平成18年度から公募によることなく指定管理者として公益財団法人中間市文化振興財団が管理運営をしておりますが、平成26年3月31日をもって指定管理期間が満了することから、中間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、平成26年4月1日からの指定管理者の指定を行うものでございます。

指定管理者の選定につきましては、同財団は、平成18年度から当該施設の指定管理者として指定されており、この間地域に密着したさまざまな自主事業も効果的に行い、本市の芸術文化振興に寄与しており、今後も施設の設置目的であります市民の教育文化活動の支援を効果的に行い効率的な運営が期待されることから、公募によらないことといたしております。

また、同財団の指定管理料につきましては、平成20年度からの3年間と平成23年度からの3年間を比較いたしますと2,782万円、率にいたしまして5.7%の経常的な経費削減も行っております。このことから、指定管理者選定委員会の審議の結果、同条例第5条第1項の規定によりまして、公益財団法人中間市文化振興財団を指定管理者の候補に選定したところでございます。

以上によりまして、公益財団法人中間市文化振興財団を中間市市民会館の指定管理者として指定をし、指定管理期間を平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とすることについて、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞ、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

ただいま議題となっております第63号議案から第66号議案までに対する質疑は、12月5日の本会議で行いますのでご了承をお願いいたします。

日程第19．会議録署名議員の指名

○議長（堀田 英雄君）

これより日程第19、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において植本種實君及び米満一彦君を指名いたします。

○議長（堀田 英雄君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午前10時44分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 堀 田 英 雄

議 員 植 本 種 實

議 員 米 満 一 彦